



第032063号

平成19年5月7日

国土交通省道路局長 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



中期的な計画の作成にあたっての意見について（提出）

新緑の候貴職におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。

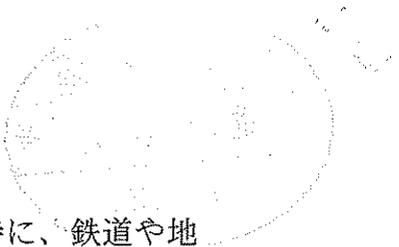
また、日ごろから市政の運営につきましては、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のあったこのことについては、下記のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

道路は、都市間交通や圏域内及び地域内における交通網として、また、地域経済や市民生活の基盤として、最も身近で重要な社会資本の一つとなっています。モータリゼーションの進展とも相まって、地域経済の発展や市民生活における安心・安全の確保、生活の質の向上などに果たす道路の役割もますます大きくなっています。

「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により揮発油税が道路整備に対する特定財源と位置付けられて以来、地方道路譲与税、自動車重量税等が創設され、道路特定財源は逐次拡充されました。これにより全国的に道路整備が促進されましたが、道路特定財源が法令により明確に道路整備事業への充当を規定していたことが、事業の確実な推進を担保してきたものと考えます。



しかし、地方における道路整備はまだ十分とはいえず、特に、鉄道や地下鉄などの鉄道網が発達していない地方にとっては、経済活動や市民生活における道路への依存度が高くなっています。地域活性化と道路整備は密接不可分の関係にあり、本市においても、JR仙石線多賀城地区連続立体交差事業を始めとして、他の地方都市と同様に引き続き道路及び道路関連施設整備が必要です。さらには、既存の橋りょう等への耐震補強対策など、新たな財政需要も顕在化しています。

地域振興に直結する道路整備に対して道路特定財源が担ってきた役割は大きく、本市のような地方都市にあつては、今後とも道路特定財源による重点的な道路整備が必要です。本市では、このたびの一般財源化を前提とした道路特定財源の見直しにより、道路整備に充てる財源の確保が困難になることに対して大きな懸念を抱いています。

よって、道路特定財源について一般財源化することなく、すべて道路整備に充当していただきたい。

以上、本市の意見として提出します。

なお、具体的な意見は別紙のとおりです。

多賀城市建設部都市計画課総務企画係

〒985-8531 宮城県多賀城市中央2丁目1-1

TEL 022-368-1141 内線 421,422 担当：鐵、大場

Eメールアドレス：tosikei@city.tagajo.miyagi.jp

中長期的な計画の作成に当たっての意見

項目	No	意見	背景等補足説明
重点化を進める上で特に優先度の高い政策	1	地域活性化や物流のための交通拠点整備として、高規格幹線道網の整備(三陸縦貫自動車道の4車線化及び仙台北部道路の整備)と多賀城ICの早期整備を図られたい。	仙台港から東北縦貫自動車道への物流のため、高規格幹線道網(三陸縦貫自動車道の4車線化及び仙台北部道路の整備)の早期整備を図られたい。 また、多賀城ICは、そのアクセス道路となる都市計画道路玉川岩切線の整備も平成20年度までに竣工される予定となっており、国道45号と県道仙台塩釜線への交通量の集中を分散することができ、さらに、史跡を生かしたまちづくりの集客増も見込まれること、及び新たな産業振興策等も検討している今、不可欠なものであり、当該ICの早期整備を図られたい。
	2	連続立体交差事業など大規模事業における補助制度について、通常費:交付金の現行比率2:8を、全て通常費として実施できるように見直しを図られたい。	渋滞対策として、県事業で実施している連続立体交差事業等は財源の一部を市負担金拠出により実施しているが、交付金事業分は起債活用枠が制限されているため、市町村にとって過大な財政負担となっている。
効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと	1	老朽化する道路施設の管理が確実に実行されるよう、維持管理に関する補助制度を創設されたい。	費用削減を図るため、予防保全の観点から道路の維持管理に対応した一定の基準を設定し、補助制度の創設等、市町村への財政支援を図られたい。 例えば、工期の短縮、舗装発生材の減少及びコスト縮減から、路上再生路盤工法の補助化をされたい。 また、近い将来発生が予想される宮城県沖地震に対応するため、防災対策面から、橋梁の耐震診断及び耐震補強に係る調査業務事業等の補助化をされたい。併せて、長寿命化修繕計画にかかる制度の早期創設を図られたい。
その他、道路施策や道路の整備・管理全般に関する意見	1	震災対策を含め、国道45号多賀城駅前歩道橋を交通弱者に配慮した施設に改良されたい。	宮城県沖地震に備えるため、老朽化した左記歩道橋は耐震化を含め、障害者、自転車の利用に供することができる施設への改良を早期実現を図られたい。
	2	前年度に引き続き、市内国道45号連続照明灯の継続設置を図られたい。	交通事故防止の観点等から、市内国道45号連続照明灯の継続設置をされたい。
	3	まちづくり交付金等の事業期間設定において、市町村の裁量を拡大されたい。	事業期間が概ね5年とされているが、市町村においては、関連事業進捗との事業調整及び計画的な自己財源確保の観点から、まちづくり交付金等の事業期間を5年に限定せず、その期間の設定は市町村の裁量に委ねられたい。
	4	国庫補助で取得した街路用地について、一時的目的外利活用に関する規制緩和を図られたい。	各自治体の財政が逼迫している昨今、既に補助事業により取得した土地について、当該補助事業の目的利用がなされない当面の期間において、除草等の維持管理が必要なことから、不足するパークエンドライド駐車場への利用など、補助事業の目的以外の一時的利・活用できるように、規制の緩和を図られたい。